

障がい者基本条例（仮称）骨子の構成について

前文

総則的規定

1. 目的、基本理念

2. 用語の定義

3. 市、市民等の責務・役割

実体規定 ① 差別の解消と合理的配慮のとりくみ

4. 差別の禁止
虐待の禁止・防止

7. 合理的配慮の提供
・提供の支援

5. 障がい理解の啓発

8. 情報・
コミュニケーション支援

6. 社会参加の促進

（個別に規定？）

相互理解、権利擁護、保健・医療、保育・教育、
生活支援、生活環境、雇用・就労、防災、
芸術文化・スポーツ 等

実体規定 ② 差別事案を解決するしくみ

9. 相談

10. 助言、あっせんの
申し立て

11. 協議会

調査、助言
あっせん、勧告

実施状況の
公表、評価

雑則規定

規則委任

罰則規定

罰則

附則

施行日